

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の名称の変更

生活衛生課

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定

防災砂防課

- 〃

〃

- 土砂災害警戒区域の指定の解除

〃

- 土砂災害警戒区域等の指定

〃

【公告】

- 土地改良区役員の退任届

耕地課

- 土地改良区役員の退任及び就任届

〃

- 随意契約の相手方の決定

警察本部会計課

【企業局】

- 随意契約の相手方の決定

総務企画課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百八十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定による登録を受けた食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設（以下「登録養成施設」という。）の設置者から、同令第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり当該登録養成施設の名称を変更する旨の届出があった。

平成二十九年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 変更前の登録養成施設の名称

岡山理科大学理学部臨床生命科学科食科学コース

二 変更後の登録養成施設の名称

岡山理科大学理学部臨床生命科学科基礎医科学コース

三 変更年月日

平成二十九年四月一日

◎岡山県告示第二百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

中庄地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標
 柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市児島小川四丁目二六四七番	二六四八番	一号及び二号
〃	二六四八番	三号
〃	二六四九番五	四号から七号まで
〃	三〇九八番	八号
〃	三〇九六番一	九号
〃	三〇九九番三	十号及び十一号
〃	三一〇三番七	十二号及び十三号
〃	三一〇三番六	十四号
〃	三一三番	十五号
〃	三一二六番一	十六号及び十七号
〃	三一二五番	十八号
〃	三一二四番	十九号及び二十号
〃	三一二三番二	二十一号及び二十二号

◎岡山県告示第二百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、都窪郡早島町の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
四二三K早島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K矢尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第二百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、都窪郡早島町の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
------	-------------------------	-------

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 四二三K早島〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四二三K早島〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四二三K早島〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四二三K早島〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四二三K早島〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四二三K早島〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四二三K早島〇〇八 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四二三K早島〇〇九 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四二三K早島〇一〇 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四二三K矢尾〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法第九 条第二項括弧書に規定 する土砂災害警戒区域 等における土砂災害防 止対策の推進に関する 法律施行令（平成十三 年政令第八十四号）で 定める衝撃に関する事 項
------	-------------------------	---

四二三K早島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K早島〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四二三K矢尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

〔二六〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成二十九年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

美山川土地改良区

二 退任役員

退任役員

氏 名

丸川 辰夫

住 所

小田郡矢掛町上高末一八一四

理事監

事の別

監事

平成29年5月19日 岡山県公報 第11889号

〔二六一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十九年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住所	理事別
退任役員	就任役員	氏名	氏名		
香々美土地改良区		水嶋 一昭	水嶋 一昭	苦田郡鏡野町香々美四八一	理事
		山根 隼人	山根 隼人	〃	〃
		山根 隼人	山根 隼人	〃	〃
		産賀 幹雄	産賀 幹雄	〃	〃
		齊藤 明弘	齊藤 明弘	〃	〃
		渡辺 琢二	渡辺 琢二	〃	〃
		中尾 清則	中尾 清則	〃	〃
		高宮 淳	高宮 淳	〃	〃
		長石 忠彦	長石 忠彦	〃	〃
		大林 陽助	大林 陽助	〃	〃
		高宮 義和	高宮 義和	〃	〃
		武田 治	武田 治	〃	〃
		中尾 忠志	中尾 忠志	〃	〃
		中尾 忠志	中尾 忠志	〃	〃
		高宮 義和	高宮 義和	〃	〃
		小林 卓也	小林 卓也	〃	〃
		武田 砂夫	武田 砂夫	〃	〃
		水杉 和史	水杉 和史	〃	〃
		赤木 郁夫	赤木 郁夫	〃	〃
		産賀 幹雄	産賀 幹雄	〃	〃
		渡辺 琢二	渡辺 琢二	〃	〃

〔一六二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の
とおり契約の相手方等を決定した。

平成二十九年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
交通管制システム保守業務
- 二 契約期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部交通部交通規制課
岡山市北区内山下二丁目二番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年四月一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
住友電工システムソリューション株式会社
東京都文京区関口一丁目四三番五号
- 六 契約金額
六八、五八〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、〇八〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

◎岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契
約の相手方等を決定した。

平成二十九年五月十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

一 特定役務の名称

水島中央監視制御設備保守点検委託

二 契約期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 契約の相手方を決定した日

平成二十九年三月二十四日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

三五、六四〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、六四〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため